

中国漁船による公務執行妨害事件証拠映像の全面公開を求める決議

平成 22 年 9 月 7 日、尖閣諸島の日本領海内で起きた、中国漁船による海上保安庁巡視船に対する公務執行妨害事件（逮捕は 8 日）において、日本政府は、海上保安庁による中国漁船の船長逮捕の正当性を国外に示す極めて重要な証拠映像を全面公開しなかった。

このことにより、日本国民は多大な不利益を被り、国際社会に対して中国漁船の船長逮捕の正当性を示す機会を失った。

中国漁船の船長を逮捕するに至る証拠映像の編集された一部は、その後流出という不適切な形で日本国民が知ることとなり、中国漁船の極めて危険な違法行為と日本国の主権が侵害されている事実が明らかになった。

尖閣諸島は本市の行政区域であり、尖閣諸島の周辺海域は本市をはじめとする日本の漁業者が良好な漁場としている海域であり、その漁場と国家主権が他国により不当に侵害されている。

よって本市議会は、尖閣諸島日本領海内で起きた中国漁船の公務執行妨害事件の真相を明らかにし、中国漁船の船長逮捕に至った海上保安庁の正当性を国内外に示すとともに、同海域が他国に不当に侵害されている現状を示す上で、海上保安庁による中国漁船の船長逮捕に至った証拠映像の全面公開を強く求める。

以上、決議する。

平成 22 年 12 月 17 日

石 垣 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 国土交通大臣 法務大臣 海上保安庁長官